

内閣総理大臣 安倍晋三殿

「戦争する国」に変える集団的自衛権行使に反対します

憲法が施行されてから 67年が経過したが、日本国憲法は、政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、国民主権、基本的人権の保障、恒久平和が謳われた。恒久平和を支えているのが、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を宣言した憲法 9 条である。ところが、安倍政権は、自衛隊法を変え、そして憲法の解釈を変更して集団的自衛権の行使を可能にしようとしている。これは立憲主義の破壊である。歴代政権は、自衛権の行使は我が国の防衛のために必要最小限度にとどまるべきものとし、自国が攻撃されていなくても、自国と密接な関係にある同盟国に対する武力攻撃を実力で阻止するという集団的自衛権の行使については反対してきた。ところが、安倍政権は戦争する国に突入するために、憲法の解釈を変えるのみならず国連の集団安全保障にも参加できるようにすべきだと言いだしてきている。これは、集団的自衛権の行使のみならず、国連主導の武力制裁に日本も軍隊として参加することである。集団的自衛権を行使したベトナム戦争、大量破壊兵器を持っているとでっち上げて武力制裁したイラク戦争などは大国の利権による軍事介入、侵略であった。多くの若者が派兵され死傷し、現地でも膨大な市民が殺傷された。安倍政権は、憲法 9 条を死文化させ、日本を戦争する国に突入させようとしている。一度戦争が始まれば、その戦禍は拡大し、とどまる場所を知らない。悲惨な戦争を再び繰り返さないために、憲法 9 条を守り、生かすことを求め、戦争する国に変える集団的自衛権行使容認に断固反対する。

記

1. 集団的自衛権の行使を可能にすることは憲法違反です。憲法 9 条を守り、生かすことを求めます。
2. 憲法解釈による集団的自衛権行使に断固反対し、戦争をするためのあらゆる立法、政策に反対します。

氏名	住所	電話

〒170-0011

東京都豊島区池袋本町 2-6-3

緑の党